

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者名称	合同会社楽丸
主たる事務所の所在地	〒940-2106 新潟県長岡市古正寺1丁目2847番地
代表者氏名	池田 英里
設立年月日	令和6年11月19日
電話番号	0258-94-5036

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	らくまる訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒940-2106 長岡市古正寺1丁目2847番地	
電話番号	0258-94-5036	
指定年月日・事業所番号	令和7年2月1日指定	1560290304
管理者の氏名	池田 英里	
通常の事業の実施地域	旧長岡市地区、三島地区、与板地区、越路地区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者様について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）がそのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者様の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3人、非常勤 0人	理学療法士	常勤 0人、非常勤 0人
准看護師	常勤 0人、非常勤 0人	作業療法士	常勤 0人、非常勤 0人
保健師	常勤 0人、非常勤 0人	言語聴覚士	常勤 0人、非常勤 0人

7. サービス提供の担当者

利用者様へのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。
担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

訪問看護職員の氏名	松原 和恵、清水香奈子
管理責任者の氏名	池田 英里

8. 利用料

利用者様がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は、医療保険・介護保険とも原則として基本利用料の1～3割の額です。ただし、その他の費用や、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【介護保険】

（1）訪問看護の利用料

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分未満	3,140円	314円
20分以上30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円

＜准看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
20分未満	2,830円	283円
20分以上30分未満	4,240円	424円
30分以上1時間未満	7,410円	741円
1時間以上1時間30分未満	10,150円	1,015円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（自己負担額1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
1回（20分）につき	2,940円	294円
40分（20分×2回）	5,880円	588円
40分以上60分未満 (20分×3回)	7,950円 (90/100)	795円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算 I	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	4,020円	402円

複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	2,010円	201円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,170円	317円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合		上記基本利用料の15%
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合		上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合		上記基本利用料の5%
初回加算Ⅰ	新規の利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	3,500円	350円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り、入院中、入所中に退院時共同指導を行った後に、初回の指定訪問看護を行った場合	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制があり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合（1月につき）	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合（1月につき）	5,740円	574円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,000円	2,500円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合（1月に1回に限り）	2,500円	250円

看護体制強化加算 I	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	5, 500円	550円
看護体制強化加算 II		2, 000円	200円
サービス提供体制 強化加算 I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき) ※訪問看護ステーション 、病院又は診療所の場合	60円	6円
	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月につき) ※定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所と連携する場合	500円	50円
サービス提供体制 強化加算 II	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1回につき) ※訪問看護ステーション 、病院又は診療所の場合	30円	3円
	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1月につき) ※定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所と連携する場合	250円	25円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物 に居住する利用者 等へのサービス提 供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建 物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物 の利用者	上記基本部分の 90 %
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建 物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物 の利用者	上記基本部分の 85 %

(2) 介護予防訪問看護の利用料 ◎訪問看護ステーションの場合

【基本部分】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2) 参照
20分未満	3,030円	303円
20分以上30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円

<准看護師が行う訪問看護>

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2) 参照
20分未満	2,730円	273円
20分以上30分未満	4,060円	406円
30分以上1時間未満	7,150円	715円
1時間以上1時間30分未満	9,810円	981円

<理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護>

サービスの内容	基本利用料 ※(注1) 参照	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2) 参照
1回(20分)につき	2,840円	284円
40分 (20分×2回)	5,680円	568円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算 I	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の介護用訪問看護を行った場合（1回につき）	4,020円	402円
複数名訪問加算 II	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	2,010円	201円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	3,170円	317円
長時間介護予防 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合（1回につき）	3,000円	300円
特別地域介護予防 訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%	
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が5回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%	
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%	
初回加算 I	新規の利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の指定訪問看護を行った場合	3,500円	350円
初回加算 II	新規の利用者へサービス提供した場合（1月につき）	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする者の場合2回）に限り）	6,000円	600円
緊急時介護予防 訪問看護加算 I	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制があり、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合（1月につき）	6,000円	600円

緊急時介護予防 訪問看護加算Ⅱ	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制にある場合（1月につき）	5,740円	574円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）	2,500円	250円
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合（1月につき）	1,000円	100円
サービス提供体制 強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	60円	6円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	30円	3円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
事業所と同一建物に 居住する利用者等への サービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建 物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物 の利用者		上記基本部分の90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地ないの 建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物 の利用者		上記基本部分の85%
長期利用減算	利用を開始した日の属する月から起算し て12月を超えた期間に理学療法士、作業 療法士及び言語聴覚士がサービスを提供 する場合	50円	5円

(3) キャンセル料

キャンセル料はかかりませんが、事前にご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

(4) 支払い方法

上記（1）から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関する領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、20日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の27日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 高齢者虐待防止に関する事項

事業所は、利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

12. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たって、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

1 3. 事業継続計画に向けた取り組み

(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための 及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を作成し、業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. ハラスメントの対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、訪問看護職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者又はそのご家族が訪問看護職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

1 5. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0258-94-5036
---------	-------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	長岡市福祉保健部介護保険課	電話番号 0258-39-2245
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

1 6. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　　所在地 新潟県長岡市古正寺1丁目2847番地

事業者（法人名）合同会社楽丸

代表者職・氏名 代表社員 池田 英里

事業所名 らくまる訪問看護ステーション

管理者 池田 英里

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名

立 会 人 住 所

氏 名